

1/3

29医療 第106号
平成29年6月15日

江別市長 三 好 昇

重度心身障がい者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費助成制度の改正
及び各医療費受給者証更新のお知らせについて

時下、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より
当市の医療費助成制度の推進にあたりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、重度心身障がい者、ひとり親家庭等及び乳幼児等の各医療費助成制度は、平成29
年8月1日から別紙のとおり助成内容が変更になります。

つきましては、医療機関においては、助成内容の変更点をご確認いただきまして、今後と
も各医療費助成制度の適正な運用にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、各医療費助成制度の受給者証は、毎年7月31日をもって有効期間が満了すること
から、8月1日から有効の受給者証を7月下旬に受給者へ郵送する予定です。

新しい受給者証の交付に伴い、生計維持者等の前年中の所得及び世帯の市町村民税の課税
状況に基づき、受給資格や負担区分を改めて決定いたします。よって、受給者証の自己負担
額が、今までと変更になる場合がありますので、8月以降に健康保険証を確認する際は、必
ず受給者証も窓口でご確認のうえ、処理されますようお願いいたします。

なお、裏面には受給者証の注意事項を記載しておりますので、事務の参考としてください。
ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

江別市役所健康福祉部医療助成課医療助成係
〒067-8674 江別市高砂町6番地
Tel011-381-1403

《医療受給者証の変更・注意事項》

(注意点1)

「〇課」「〇初」の表示により自己負担が異なりますのでご注意ください。表示の種類は以下のとおりです。

①非課税世帯及び受給者が有効期間中に小学生にならない場合(※ただし、乳幼児等医療は全受給者「乳初」の表示になります)

…「障初」・「親初」・「乳初」

②課税世帯(受給者が有効期間中に小学生になる)の場合

…「障課」・「親課」

③障老(65歳以上)非課税世帯の場合

…「老初」

④障老(65歳以上)課税世帯の場合

…「老課」

①市町村記号 ②受給者番号:7桁
 重度・ひとり親→「0174」
 乳幼児等→「北-17」
 ※昨年と変わりません。

(注意点4)

上段が「1割」となっても、下段に【】登きの文言がある場合は、これに従い「平成30年3月末までは初診時一部負担金のみ」の徴収となります。

※江別市では平成29年8月1日診療分から0歳～小学校就学前のお子さんは、通院・入院ともに初診時一部負担金のみに拡大助成します。

※ただし、ひとり親・重度医療については、小学生になる4月からは課税世帯の受給者の「通院」は1割に戻ります。

〇〇〇〇医療受給者証	
記号	△△△ ××××××××××
住所	年 月 日
氏名	年 月 日
生年月日	平成 年 月 日
有効期間	平成 年 月 日
自己負担	【平成30年3月末までは初診時一部負担金のみ】 【入院は初診時一部負担金のみ】
発行機関	北海道江別市長
交付年月日	平成 年 月 日

(注意点2)

①ひとり親の母・父(受給者番号が1で始まる受給者)の「通院」は、医療費助成制度の対象外なので注意してください(入院・指定訪問看護のみ助成の対象です)。

②乳幼児等医療(受給者番号が5で始まる受給者)は、0歳から小学校就学前のお子さんは「通院」と「入院」に、小学生は「入院」のみ助成の対象です。

(注意点3)

通常の有効期間は「平成30年7月31日まで」となります。

下記の場合は、7月31日以前となることがありますので、ご注意ください。

- ①重度医療→65歳年齢到達者。
- ②ひとり親医療→18歳から20歳年齢到達者。
- ③乳幼児等医療→12歳年齢到達者

※江別市では平成24年10月1日から、小学生までの入院は、初診時一部負担金のみとなっております。

※ただし、ひとり親・重度医療については、中学校になる4月からは課税世帯の受給者の「入院」は1割に戻ります。

(注意点5)

※訪問看護利用料は、年齢問わず1割自己負担


(月額上限あり:非課税世帯8,000円、課税世帯14,000円)

※乳幼児等医療、ひとり親・重度医療の未就学児については、受給者証が「〇初」の記載となるため、受給者証より受給者の課税・非課税の区分がわからないため、お手数ですが事前に区分を市役所医療助成課までお問い合わせください。

医療費助成制度の変更について

1 乳幼児等医療費助成制度の拡大

区 分		変更前 平成29年7月まで		変更後 平成29年8月から	
		入院	通院	入院	通院
3歳未満児		初診時一部負担金	初診時一部負担金	初診時一部負担金	初診時一部負担金
3歳～小学校 就学前まで	非課税世帯	初診時一部負担金	初診時一部負担金	初診時一部負担金	初診時一部負担金
	課税世帯		月額12,000円		月額14,000円
小学生	非課税世帯	初診時一部負担金	-	初診時一部負担金	-
	課税世帯		-		-

- ※  ⇒平成29年8月1日診療分から拡大助成を実施
- ※ 重度心身障がい者・ひとり親家庭等助成制度の対象となっている方についても助成を拡大します。
- ※ 訪問看護利用料は1割自己負担（月額上限あり：非課税世帯8,000円、課税世帯14,000円）

2 医療費助成制度における月額上限の変更

区 分	変更前 平成29年7月まで	変更後 平成29年8月から
	課税世帯の医療費自己負担の月額上限	○入院 月額 44,400円 ○外来 月額 12,000円
課税世帯の訪問看護利用料自己負担の月額上限	月額 12,000円	月額 14,000円